

○金融庁告示第七十号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十四条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月四日から適用する。

平成二十七年九月四日

金融庁長官 森 信親

本則に次の一条を加える。

（修正国際基準）

第四条 修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成二十七年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であつて、次に掲げるものとする。

- 一 修正国際基準の適用（企業会計基準委員会による修正会計基準を除く。）

二 企業会計基準委員会による修正会計基準のうち別表三に掲げるもの

別表二中国際会計基準（IAS）第34号の項中「中間財務報告」を「期中財務報告」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表三（第四条関係）

号数	表題
企業会計基準委員会による 修正会計基準第1号	のれんの会計処理
企業会計基準委員会による 修正会計基準第2号	その他の包括利益の会計処理